

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第 497 号)

上海市人民政府、 地域本部誘致支援策を改定・強化 地域本部・本部型機構の認定条件を緩和

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は2019年7月26日付で『上海市政府による多国籍企業地域本部の発展促進に関する若干意見』（滬府規[2019]30号、以下『30号意見』という）および『改定後の「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定」を印刷・配布することについての通達』（滬府規[2019]31号、以下『31号通達』という）を印刷・配布しました。『30号意見』と『31号通達』は、上海市がこれまでに公布した地域本部、本部型機構¹の誘致支援に関する規定を改定・補足したもので、2019年9月1日から2024年8月31日まで5年間有効となっています。

上海市の地域本部・本部型機構誘致支援策について、市政府は2017年1月27日付で『改定後の「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励する規定」を印刷・配布することについての通達』（滬府発[2017]9号、以下『9号通達』²という）を公布しています。今回の『31号通達』は、従来の『9号通達』にて定められた地域本部・本部型機構の定義や、申請書類、補助金、資金管理などに関する規定内容を基本的に踏襲した上で、地域本部・本部型機構の認定条件の緩和を行いました。

一方、『30号意見』では上述の認定条件緩和のほか、外資による投資性会社の設立条件の緩和や、多国籍企業の地域本部・本部型機構による資金運用・管理、貿易・通関、研究・開発等の利便化を図る措置などを定めています。

上海市政府の発表によると、2019年7月末時点、上海市における多国籍企業の地域本部数は696社（2018年末より26社増）、外資R&Dセンター数は450拠点（同9拠点増）に達しました。同市は長年にわたり、中国本土最大の多国籍企業地域本部・外資R&Dセンターの進出先となっています。

¹ 多国籍企業の「地域本部」：特定の国・地域内に設立された多国籍企業のグループ企業を統括管理する機能を持つ外商独資企業
多国籍企業の「本部型機構」：地域本部の認定基準に達していないが、実質的に地域本部の役割を果たしている外商独資企業

² 『9号通達』の詳細と関連規定の改定経緯等については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第439号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0456-XF-0105.pdf>

□ 地域本部・本部型機構の認定条件を緩和

地域本部の認定条件について、『31号通達』は、親会社の資産総額の下限を従来の4億米ドルから2億米ドルに引き下げる他、親会社の対中投資金額、地域本部の管理会社数、独資企業に対する条件を撤廃しました。

また、本部型機構の認定条件については、親会社の資産総額の下限を従来の2億米ドルから1億米ドルに、本部型機構の登録資本もしくは運転資金の下限を従来の200万米ドルから100万米ドルに引き下げるほか、親会社による中国での設立会社数、独資企業に対する条件を撤廃しました（図表1参照）。

【図表1】地域本部・本部型機構の認定条件に関する改定前後比較

認定条件	『9号通達』	『31号通達』
地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立法人格を有する外商独資企業 ✓ 親会社の資産総額は4億米ドル以上、サービス業企業の場合、3億米ドル以上 ✓ 親会社の中国国内における投資の累計払込登録資本総額が1,000万米ドル以上、かつ親会社が管理を授権している中国国内外企業が3社以上、もしくは親会社が管理を授権している中国国内外の企業が6社以上。基本的に前述の条件に合致し、かつ所在地域の経済発展に突出した貢献がある場合、事情に基づき考慮することができる ✓ 登録資本は200万米ドル以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立法人格を有する外商投資企業 ✓ 親会社の資産総額は2億米ドル以上 ✓ 親会社の授権により、1カ国以上の地域内の管理・意思決定、資金管理、仕入、販売、物流、決済、研究開発、研修等の本部機能を引き受ける ✓ 登録資本は200万米ドル以上 ✓ 基本的に前述の条件に合致し、かつ所在地域の経済発展に突出した貢献がある場合、事情に基づき考慮することができる（『31号通達』第5条）
本部型機構	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立法人格を有する外商独資企業もしくはその分支機構 ✓ 親会社の資産総額は2億米ドル以上 ✓ 親会社が中国国内において2社以上の外商投資企業を投資・設立し、そのうち少なくとも1社を上海で登録している ✓ 登録資本は200万米ドル以上、分支機構の形式で設立している場合、本社が割り当てた運転資金は200万米ドル以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独立法人格を有する外商投資企業もしくはその分支機構 ✓ 親会社の資産総額は1億米ドル以上 ✓ 親会社の授権により、1カ国以上の地域内の管理・意思決定、資金管理、仕入、販売、物流、決済、研究開発、研修等の本部機能を引き受ける ✓ 登録資本は100万米ドル以上、分支機構の形式で設立している場合、本社が割り当てた運転資金は100万米ドル以上（『31号通達』第6条）

（『31号通達』等に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 多国籍企業の投資利便性を向上

『30号意見』では、『31号通達』を補足するものとしてこのほかにも、多国籍企業の投資や、資金運用、貿易・通関、研究開発等の円滑化を図る施策を打ち出しています。投資利便性の向上に関する内容は、以下をご参考ください。

投資の利便性向上について

- ✓ 外資による投資性会社の設立条件を緩和する。設立申請前1年における外国投資家の資産総額の下限を2億米ドル（従来は4億米ドル）に引き下げる。中国本土における払込登録資本もしくは投資企業数に対する条件を撤廃する（『30号意見』第4項）
- ✓ 多国籍企業の地域本部・本部型機構によるグループ再編への参与を支持し、多国籍企業の地域本部・本部型機構に係る企業再編に対し便利化措置を実施する（『30号意見』第5項）

□ 資金運用・管理の利便性を向上

『30号意見』は、国家外貨管理局が2019年3月15日に公布した『「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」の印刷・配布に関する通達』（匯發[2019]7号、以下『7号通達』という）³を受け、クロスボーダーの資金集中管理（資金プーリングや経常取引の集中差額決済）に関する規制緩和策につき、多国籍企業の地域本部・本部型機構への適用を着実に実施していくとしました。

このほか『30号意見』では、地域本部・本部型機構による資金調達（債券・株式の発行）、証券投資等を支援する方針も示しています。資金運用の利便性向上に関する内容は、以下をご参考ください。

資金運用・管理の利便性向上について

- ✓ 多国籍企業の地域本部・本部型機構は、国内資金メイン口座（人民元を含む複数通貨取扱可）を通じ、国内外資金の集中運営・管理、経常取引の集中決済と相殺差額決済（ネットィング）を行うことができる。クロスボーダー取引における人民元の使用を奨励する（『30号意見』第7、10項）
- ✓ 多国籍企業の地域本部・本部型機構が国家外貨管理局上海市分局にてクロスボーダー・プーリング業務の届け出を行った後、全てのメンバー企業は通貨種類、債権者（もしくは債務者）に分けて1件ごとに外債（もしくは国外貸付）に係る登記を行う必要がなくなる（『30号意見』第8項）
- ✓ クロスボーダー・プーリング業務の協力銀行の上限（従来は3行）や、国内資金メイン口座の開設数に対する制限を撤廃する。各協力銀行における外債、国外貸付枠の配分明示の義務も撤廃する（『30号意見』第9項）
- ✓ 多国籍企業の地域本部・本部型機構の外国籍社員による中国本土での証券投資や、A株（人民元建て）上場企業のインセンティブ・プラン（ストックオプション）への参加を支持する（『30号意見』第11項）
- ✓ 多国籍企業の地域本部・本部型機構による銀行間外為市場での外貨取引・コール取引、上海黄金交易所での金取引への参加を支持する（『30号意見』第13、15項）
- ✓ 多国籍企業の地域本部・本部型機構による債券、株式、手形の発行や、証券投資を支持する（『30号意見』第14項）

³ 『7号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第485号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0511-XF-0105.pdf>

□ 貿易・通関の利便性を向上

『30号意見』は、地域本部・本部型機構が行った実際の取引需要に基づいたオフショア貿易や、流通業者の出店等に対し、登記、通関等の面から支援策を提出しています。貿易・通関の利便性向上に関する内容は、以下をご参考ください。

貿易・通関の利便性向上について

- ✓ 信用が良好な多国籍企業の地域本部・本部型機構を推薦リストに掲載し、オフショア貿易の便利化措置を適用させる。FT口座を利用して貨物転売を行う推薦リスト上の企業に対し、銀行は国際共通のルールに則り、クロスボーダー金融サービスを提供することが可能である（『30号意見』第18項）
- ✓ 多国籍企業の地域本部・本部型機構傘下のチェーンストア運営企業に対し、上海市における「1つの営業許可証につき複数の所在地」という制度を試験的に実施し、流通業者による出店のスムーズ化を図る（『30号意見』第19項）
- ✓ 信用が良好な多国籍企業の地域本部・本部型機構を優先的に、原産地証明書の「セルフサービス型プリントサービス」の適用対象に組み込む（『30号意見』第20項）
- ✓ 多国籍企業の地域本部・本部型機構及び外資R&Dセンターに対し、関税保証保険制度※を試験的に導入することを支持する（『30号意見』第21項）
※同制度を利用することで通関時の保証金納付が不要、通関後の納税が可能となる。2018年9月1日より北京等の一部税関で先行導入
- ✓ 条件を満たす多国籍企業の地域本部・本部型機構が地域を跨ぐ外注加工（外発加工）、もしくは転廠（深加工結転）※を自由に行うことを支持する（『30号意見』第22項）
※中国国内の加工企業が、更なる加工のために別の加工企業に半製品・部品などを移転すること
- ✓ グループの保証や信用力を加味し、メンバー企業全体を同様に扱う税関制度の実施を模索し、より多くの多国籍企業の地域本部・本部型機構を呼び込む（『30号意見』第23項）
- ✓ 多国籍企業の地域本部・本部型機構及び外資R&Dセンターに対し、登録・登記や、通関、税金の減免、保税などの手続きの一括対応を推進する（『30号意見』第24項）

□ 研究開発の利便性を向上

『30号意見』は、地域本部・本部型機構に対し、R&D活動の円滑化を図る支援策を打ち出しています。研究開発の利便性向上に関する内容は、以下をご参考ください。

研究開発の利便性向上について

- ✓ 多国籍企業の地域本部・本部型機構及び外資R&Dセンターが試験用に輸出入する物品に対し、リスク評価を実施し、分類管理を行う（『30号意見』第25項）
- ✓ 外資R&Dセンターが設立およびオフィス賃貸の補助金を申請する際の最小従業員数を50人に調整する（『30号意見』第26項）
- ✓ 知的財産権の保護を強化し、商標権を侵害されやすい涉外（国際）有名商標を上海市の重点商標保護リストに組み込み、多様な知財紛争解決メカニズムを構築する（『30号意見』第27項）

□ 周辺サービスの利便性を向上

また『30号意見』では、地域本部・本部型機構の人材誘致に向けて、優れた就労環境を構築するための施策も打ち出しています。周辺サービスの利便性向上に関する内容は、以下をご参考ください。

周辺サービスの利便性向上について

- ✓ 多国籍企業の地域本部・本部型機構の上級管理者が雇用した家事代行者は、私人委託事務用居留証明書（家事代行サービスと注記）を申請することが可能である（『30号意見』第28項）
- ✓ 世界的に有名な医療グループの進出を支持する。医療機関と世界的な保険会社との連携を支援し、外国人に対する医療保険料の決済の利便化を図ることを奨励する（『30号意見』第29項）
- ✓ 質の高い外国人学校の増設・規模拡大を支援する（『30号意見』第30項）

*

『31号通達』の公布に伴い、『9号通達』は廃止となりました。具体的な実務手続き等については、国家外貨管理局上海市分局、上海市商務委員会、上海市税関等にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。